

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正 (案)	改正 前
<p data-bbox="170 247 1010 276">北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について</p> <p data-bbox="76 320 1106 456">平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた我が国の対応として、同年 10 月 14 日から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」及び「北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止」の措置が実施されており、税関においては、これらの措置の実効性を確保する観点から、所要の取締りを実施してきたところである。</p> <p data-bbox="76 464 1106 600">また、平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び同年 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を受けた国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸入が禁止されている。</p> <p data-bbox="76 608 1106 823">更に、<u>平成 28 年</u> 9 月 9 日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、<u>同年</u> 12 月 9 日付の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について」において、我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を許可制とすることにより禁止すること等が決定され、<u>同日</u>より実施されたところである。</p> <p data-bbox="76 831 1106 1046"><u>これらの措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、本年 4 月 7 日の閣議において、引き続き 2 年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が本日举行われ、同日施行することとされたところである。</u></p> <p data-bbox="76 1054 1106 1190">税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と緊密に連携し、引き続き、輸入禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。</p> <p data-bbox="76 1198 1106 1262">なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について」（平成 28 年 <u>12 月 9 日</u>財関第 <u>1501 号</u>）は、廃止する。</p> <p data-bbox="577 1302 607 1331">記</p> <p data-bbox="76 1374 1106 1441">1. 北朝鮮籍船舶の入港禁止 北朝鮮籍の全ての船舶の入港禁止措置の潜脱がなされないよう、税関において</p>	<p data-bbox="1234 247 2074 276">北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について</p> <p data-bbox="1137 320 2175 456">平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた我が国の対応として、同年 10 月 14 日から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」及び「北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止」の措置が実施されており、税関においては、これらの措置の実効性を確保する観点から、所要の取締りを実施してきたところである。</p> <p data-bbox="1137 464 2175 600">また、平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び同年 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を受けた国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸入が禁止されている。</p> <p data-bbox="1137 608 2175 823">更に、<u>本年</u> 9 月 9 日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、12 月 9 日付の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について」において、我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を許可制とすることにより禁止すること等が決定され、<u>本日</u>より実施されたところである。</p> <p data-bbox="1137 1046 2175 1190">税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と緊密に連携し、引き続き、輸入禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。</p> <p data-bbox="1137 1198 2175 1262">なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について」（平成 28 年 <u>3 月 11 日</u>財関第 <u>317 号</u>）は、廃止する。</p> <p data-bbox="1637 1302 1666 1331">記</p> <p data-bbox="1137 1374 2175 1441">1. 北朝鮮籍船舶の入港禁止 北朝鮮籍の全ての船舶の入港禁止措置の潜脱がなされないよう、税関において</p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正 (案)	改正 前
<p>は、引き続き、入港する全ての船舶について、北朝鮮籍船舶ではないことを船舶国籍証書等により確認すること。</p> <p>2. 北朝鮮からの輸入禁止 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止措置が実施されているところである。人道目的等に該当するものを除き、当該輸入は認められないことから、申告内容の十分な把握に努め、経済産業省等の関係官庁と緊密に連携し、当該輸入禁止措置の実効性を確保すること。 更に、第三国を経由した北朝鮮製品の迂回輸入がなされることのないよう、周辺国から輸入される貨物等について、原産地証明書等による原産地確認を一層強化し、厳正な審査・検査を実施すること。</p> <p>3. 貴金属又は支払手段等の輸入許可事務における留意事項 税関における貴金属の輸入（携帯又は別送して輸入する場合を除く。）又は支払手段若しくは証券（以下「支払手段等」という。）の輸入許可事務については、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成 18 年 11 月 14 日財国第 3363 号）及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」（平成 21 年 7 月 7 日財国第 2466 号）に基づき実施しているところであるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。 また、貴金属又は支払手段等の輸入であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行うものは、外国為替及び外国貿易法第 19 条第 1 項及び第 2 項に基づく財務大臣の許可が必要となるので、中国等の周辺国を原産地又は船積地域とする貴金属又は支払手段等の輸入申告があった場合及び税関の検査において貴金属又は支払手段等を発見した場合は、貴金属又は支払手段等の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。</p> <p>4. 我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を禁止とする措置における留意事項 「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者」等として我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を禁止する措置が実施されたことから、輸入貨物又は国際郵便物に係る税関の検査におい</p>	<p>は、引き続き、入港する全ての船舶について、北朝鮮籍船舶ではないことを船舶国籍証書等により確認すること。</p> <p>2. 北朝鮮からの輸入禁止 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止措置が実施されているところである。人道目的等に該当するものを除き、当該輸入は認められないことから、申告内容の十分な把握に努め、経済産業省等の関係官庁と緊密に連携し、当該輸入禁止措置の実効性を確保すること。 更に、第三国を経由した北朝鮮製品の迂回輸入がなされることのないよう、周辺国から輸入される貨物等について、原産地証明書等による原産地確認を一層強化し、厳正な審査・検査を実施すること。</p> <p>3. 貴金属又は支払手段等の輸入許可事務における留意事項 税関における貴金属の輸入（携帯又は別送して輸入する場合を除く。）又は支払手段若しくは証券（以下「支払手段等」という。）の輸入許可事務については、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成 18 年 11 月 14 日財国第 3363 号）及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」（平成 21 年 7 月 7 日財国第 2466 号）に基づき実施しているところであるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。 また、貴金属又は支払手段等の輸入であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行うものは、外国為替及び外国貿易法第 19 条第 1 項及び第 2 項に基づく財務大臣の許可が必要となるので、中国等の周辺国を原産地又は船積地域とする貴金属又は支払手段等の輸入申告があった場合及び税関の検査において貴金属又は支払手段等を発見した場合は、貴金属又は支払手段等の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。</p> <p>4. 我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を禁止とする措置における留意事項 「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者」等として我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を禁止する措置が実施されたことから、輸入貨物又は国際郵便物に係る税関の検査におい</p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正 (案)	改正 前
<p>て、当該輸入貨物又は当該国際郵便物の中から現金等の支払手段等を発見した場合は、支払の受領の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、厳正に取り扱うこと。</p> <p>5. 厳格な法執行 北朝鮮からの輸入禁止措置の実効性を確保するためには、第三国を経由した北朝鮮からの迂回輸入の防止が重要であることから、関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。 また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、船舶代理店等関係業者などからの情報収集について、より一層の充実を図ること。</p>	<p>て、当該輸入貨物又は当該国際郵便物の中から現金等の支払手段等を発見した場合は、支払の受領の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、厳正に取り扱うこと。</p> <p>5. 厳格な法執行 北朝鮮からの輸入禁止措置の実効性を確保するためには、第三国を経由した北朝鮮からの迂回輸入の防止が重要であることから、関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。 また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、船舶代理店等関係業者などからの情報収集について、より一層の充実を図ること。</p>